

1 ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成

すべての住民が社会環境の変化に対応する意識を持ち、自発的に努力するとともに、「共生の意識」を育み、「自立した生活」と「尊厳の保持」を実現できる地域をめざします。

2 安心して暮らせる住まいと住まい方の実現

生活の基盤として、本人の尊厳が十分に守られた住環境が整備され、本人の希望にかなった住まい方が確保された環境をめざします。

3 多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現

自立した生活の維持に向けて、インフォーマル・サポートが地域の中で提供されるよう、多様な主体の役割分担による「互助」を支える仕組みづくりを進めます。

4 一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現

本人の身体状況に応じた、専門職によるケアを多職種連携により、切れ目なく提供できる体制づくりを進めます。特に、医療と介護の円滑な連携を進めます。

5 地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築

地域の目標を地域全体で共有しながら、個々の活動が一つの目標に向かってより効果的に機能できるような仕組みづくりを進めます。

(2) 地域福祉計画推進における圏域の考え方

人口150万人を超える本市においては、これまでの歴史や文化に根差した多様性があり、地域によって生活上の課題も異なることから、地域包括ケアシステムの構築に向けては、小地域ごとの特性に配慮した施策展開が重要です。

また、生活に身近な課題や問題を発見し、住民を中心とした地域福祉活動を展開するには、区、さらに地域の実情に応じたより小さな圏域を単位とすることが望ましいことから、第6期計画においては、「区域」を第1層とし、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し地域づくりを進める圏域を第2層として、市内を44に分けた「地域ケア圏域」とし、さらに小規模な地域の状況把握や課題解決に向けて、町内会・自治会や小学校区等の「小地域」を第3層としました。

こうした中、第6回地域福祉実態調査においては、「助け合いができる地域の範囲」として、隣近所または町内会・自治会程度と回答した割合が7割を超えるなど、互いに支え合う関係づくりを行う範囲は、主に町名単位や町内会・自治会程度であることがわかりました。

このため、第7期計画においては、心配事や悩み事について小地域の範囲で気づきを得られるよう、住民同士の顔の見える関係づくりを支援するとともに、小地域内の情報をもとに、住民の安心を支える多様な支援を行っていくために、第6期計画で「地域ケア圏域」と位置付けた小地域よりも広い地域において、行政が中心となり、多様な主体と連携し、地域マネジメントを推進していきます。

今後も、適切な地域マネジメントに向け、地域で安心して暮らし続けられるために必要な要素を整理し、地域資源の確保に向けた取組を推進します。

【地域福祉向上に向けた取組を推進する上での圏域】(令和5(2023)年4月1日現在)

	圏域	圏域の考え方
第3層	(小地域) ※住民同士の顔の見える関係づくりが行われており、行政がこれを支援する圏域 町内会・自治会(650) 小学校区(114 校区) など	(例) ・町内会・自治会の班(組)程度の日常的な支え合いを基本としながら、民生委員児童委員などが、地域の状況を把握し、見守りや日常生活支援などを行う。 ・地域住民の生活課題の解決に向けて、見守りなど具体的に日常的な活動を行っていくことが求められる。 ・PTAを中心に、子どもの健やかな成長ができる教育環境づくりを各学校と共に推進している。 など
第2層	(中地域) 地域ケア圏域(44 圏域) ※行政が中心となり多様な主体と連携し、地域マネジメントを行う圏域 人口平均 約 3.5 万人 中学校区(52 校区) 地区社会福祉協議会(40 地区) 地区民生委員児童委員協議会(56 地区)	・身近な地域において、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し、地域づくりを進める。 ・地区社会福祉協議会や地区民生委員児童委員協議会を組織し、活動を推進している。 ・今後、地域で安心して暮らし続けられるために必要な要素を整理し、地域資源の確保に向けた取組を推進する。
第1層	(行政区域) 人口 約 17 万人～26 万人程度	・効果的なサービス提供を実現するために区社協、地域みまもり支援センターなどの公的機関があり、区役所が中心となって、地域課題を把握し、住民と共有しながら、各地域を支援する地域福祉を推進する。
第0層	(市域) 人口 約 154 万人	・市全体の調和を保ちながら地域福祉の向上を図るための取組を推進する。

また、第6期計画からは、小地域において、住民同士の地域づくりが進んでいくよう、各区計画に、地域ケア圏域ごとの地域の概況を掲載し、地区カルテを活用した地域マネジメントを推進しています。さらに、「個別支援の充実」と「地域力の向上」を不可分一体で進め、包括的な支援体制づくりにつなげます。

第7期計画の実施状況の点検・見直し

本市においては、学識経験者、地縁組織や福祉関係団体の代表者等を委員とする「川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において、地域福祉に関する状況の把握や、市計画の策定・実施状況の評価・見直しを行ってきました。

あわせて、各区計画については、市計画を基本としながら、地域の実情に応じて、区独自の取組を中心に策定しており、主な取組を中心に各区計画推進会議（会議名は、別名称となっている区もあります。）において、計画の策定・実施状況の点検・見直しを行ってきました。

第7期計画期間においても、各区地域福祉計画推進会議における区計画の点検も踏まえて、川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において計画の進捗状況を報告し、PDCAサイクルにより、地域福祉に関する状況把握、地域福祉施策の進行管理、課題の検討・評価等を行い、施策の一層の充実に努めます。

また、具体的な事務事業については、総合計画における事務事業点検を活用しながら、評価を行っていき、計画の進行管理を継続して行っていくことにより、次期計画（令和9（2027）～令和11（2029）年度）につなげます。

第7期川崎市地域福祉計画の施策体系図

【基本理念】

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～

【基本目標】

1 ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成

(1) 地域包括ケアに関する情報提供の充実

- ① 地域子育て支援事業
- ② 福祉サービス第三者評価事業
- ③ 地域福祉情報バンク事業
- ④ 障害者社会参加促進支援事業

(3) 地域福祉活動への参加の促進

- ① 民生委員児童委員活動育成等事業
- ② 高齢者就労支援事業
- ③ 青少年活動推進事業
- ④ 地域における教育活動の推進事業

(2) 誰もが参加できる健康・いきがいづくり

- ① 健康づくり事業
- ② 介護予防事業
- ③ 生涯現役対策事業
- ④ 生活習慣病対策事業
- ⑤ 食育推進事業

(4) 権利擁護の取組

- ① 権利擁護事業
・あんしんセンターの運営支援
・成年後見制度利用促進事業
- ② 人権オンブズパーソン運営事業
- ③ 女性保護事業
- ④ 子どもの権利施策推進事業

2 安心して暮らせる住まいと住まい方の実現

(1) 地域での居住継続に向けた福祉施設等の整備

- ① 介護サービスの基盤整備事業
- ② 障害福祉サービスの基盤整備事業
- ③ 公立保育所運営事業
- ④ 認可保育所等整備事業

(3) 活動・交流の場づくり

- ① 地域福祉施設の運営
(総合福祉センター・福祉パル)
- ② いこいの家、いきいきセンターの運営
- ③ こども文化センター運営事業
- ④ 地域の寺子屋事業

(2) 誰もが暮らしやすい住宅・住環境の整備

- ① 住宅政策推進事業
- ② 市営住宅等管理事業
- ③ 市営住宅等ストック活用事業
- ④ 民間賃貸住宅等居住支援推進事業
- ⑤ 健康リビング推進事業

(4) 地域における移動手段の確保

- ① 高齢者外出支援事業
- ② 障害者の移動手段の確保対策事業
- ③ 地区コミュニティ交通導入推進事業

3 多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現

(1) 市民・事業者・行政の協働・連携

- ① 地域包括ケアシステム推進事業
- ② 認知症高齢者対策事業
- ③ 多様な主体の活躍による協働・連携推進事業
- ④ かわさき健幸福寿プロジェクト

(3) 地域みまもりネットワークの推進

- ① 地域見守りネットワーク事業
- ② 高齢者生活支援サービス事業

(2) ボランティア・NPO 法人等の支援

- ① 市民活動支援事業
- ② ボランティア活動振興センターの運営支援
- ③ NPO 法人活動促進事業
- ④ 地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業
- ⑤ 地域振興事業
- ⑥ 地域福祉コーディネート技術研修

(4) 災害時の福祉支援体制の構築

- ① 災害救助その他援護事業
- ② 地域防災推進事業

4 一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現

(1) 包括的な相談支援ネットワークの充実

- ① 地域包括支援センターの運営
- ② 障害者相談支援事業
- ③ 児童生徒支援・相談事業
- ④ 母子保健指導・相談事業
- ⑤ 児童相談所運営事業

(5) 様々な困難を抱えた人への自立支援の取組

- ① 生活保護自立支援対策事業
- ② 生活困窮者自立支援事業
- ③ ひとり親家庭等の総合的支援事業
- ④ 子ども・若者支援推進事業
- ⑤ 里親制度推進事業
- ⑥ 児童養護施設等運営事業
- ⑦ 更生保護事業
- ⑧ 雇用労働対策・就労支援事業

(2) 保健・医療・福祉の連携

- ① がん検診等事業
- ② 妊婦・乳幼児健康診査事業
- ③ 在宅医療連携推進事業

(6) ひきこもり支援、自殺対策等の推進

- ① ひきこもり地域支援事業
- ② 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業

(3) 保健・福祉人材等の育成

- ① 福祉人材確保対策事業
- ② 看護師確保対策事業
- ③ 保育士確保対策事業

(4) 虐待への適切な対応の推進

- ① 高齢者虐待防止対策事業
- ② 障害者虐待防止対策事業
- ③ 児童虐待防止対策事業

5 地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築

(1) 誰ひとり取り残さない支援体制づくり

- ① 地域福祉計画推進事業
- ② 社会福祉審議会の運営

(2) 社会福祉協議会との協働・連携

- ① 社会福祉協議会との協働・連携

(3) 総合的な施策展開に向けた連携体制の構築

- ① 川崎市地域包括ケアシステム庁内推進本部会議

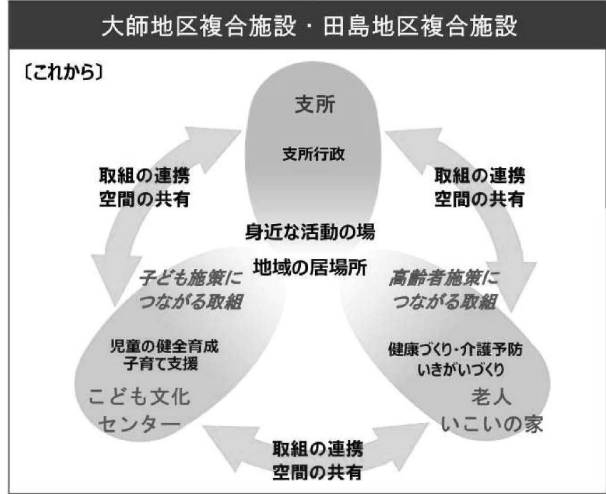
支所を「身近な活動の場」や「地域の居場所」として建て替えます

川崎区は福祉の課題を抱える人がほかの区より多く、さらに増えています。こうした課題に、より専門的に素早く対応するため、区役所と支所に分散している体制を見直し、支所・地区健康福祉ステーションの申請・届出業務を区役所に統合して、福祉や医療の専門職の連携を強化します。

支所は、近隣のこども文化センターや老人いこいの家を複合化し、児童の健全育成や子育て支援、高齢者の健康づくりなどの場とともに、これまで以上に世代を超えた市民同士の交流や活動が創出され、地域に関わる人のつながりが広がる「共に支え合う地域づくりを推進する身近な地域の拠点」として建て替えます。

大師地区と田島地区に新たに整備する複合施設については、子どもから高齢者まで多くの世代に利用していただけるよう、整備・運営のめざすべき方向性を次の5つの柱に整理しています。

- 地域に親しまれ、誰もが気軽に立ち寄りたくなる「地域のシンボルとなる拠点」
- 普段も、いざという時も頼りになる安全・安心な「暮らしの拠点」
- 子どもが健やかに成長できる、誰もが元気でいられる「笑顔の拠点」
- 交流や学びから、新たな価値が生まれる「つながりの拠点」
- 世代を超えて承継される「地域で受け継がれる拠点」



【複合施設のイメージ図】

窓口体制変更及び施設整備のスケジュール

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
機能再編		★窓口体制変更実施(令和7年1月1日) (支所から区役所へ一部機能の集約、区役所・仮庁舎へ職員移動)			
大師地区複合施設		現支所庁舎解体・複合施設整備			★供用開始 (令和10年3月)
大師支所仮庁舎	整備	★仮庁舎業務開始			解体
田島地区複合施設		現支所庁舎解体・複合施設整備			★供用開始 (令和10年9月)
田島支所仮庁舎	整備	★仮庁舎業務開始			解体



川崎区地域福祉計画
策定にあたって

第1章

(1) 川崎区地域福祉計画の位置付けと策定の趣旨

川崎区では、近年大規模マンションの建設が進み、若い世代の転入者が多くなっています。また、外国人市民*やひとり暮らし高齢者は市内で最も多くなっており、障害のある人の数も増えています。心身の健康問題や孤立化、育児や災害に対する不安、生活困窮など課題も多様化、複雑化しています。

わたしたちの身近な課題・困りごと

子育てをしている
仲間を作って、いろいろな
情報が知りたい！



引っ越してきたけれど
近所に知り合いも
いないし、どんなまち
なんだろう？



子どもの障害が周囲から
理解してもらえない



最近物忘れがひどい
誰に相談したら
いいのかな



日本語が読めないので
申請書の書き方が
わからない



最近は風水害が多くて
避難できるか心配



仕事をやめてから
生きがいが感じられない…



あまり
出歩かなくなって
足腰が弱ってしまった



★外国人市民:本市では、外国籍の住民は地域社会を構成するかけがえのない一員と考え、平成8(1996)年の川崎市外国人市民代表者会議条例の制定から「外国人市民」という言葉を使用しています。また、本計画では、外国籍の住民だけでなく、日本国籍であっても外国につながりのある人(国際結婚により生まれた人、中国帰国者、日本国籍を取得した人等)も視野に入れて使用しています。

このような課題・困りごとを解決するには・・・

これらの課題は、区民一人ひとりの力だけで解決できるものではありません。課題を解決するためには、区民の皆さん、地域活動団体、関係機関、行政等がそれぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係を作り、隣近所をはじめとする身近な地域での助け合いや、地域活動団体やボランティアの活動、公的サービスなどを組み合わせて、支援の輪を広げていく必要があります。

「川崎区地域福祉計画」は、市全体の課題解決に取り組む「川崎市地域福祉計画」のもと、川崎区の地域性に応じた具体的な施策を取りまとめています。より地域に密着した支え合いの仕組みを作り、暮らしやすいまちづくりをめざすための行政計画として、「川崎区地域福祉計画」を策定します。

コラム
2

地ケアをもっと知ってほしい！

～川崎区地域包括ケアシステム普及啓発キャラクター「ちけあ丸」～

川崎区では、子どもから高齢者まで、より多くの区民の方に地域包括ケアシステム（略称：地ケア）を知ってもらうため、普及啓発キャラクターの「ちけあ丸」を活用した広報を行っています。本計画書にも登場していますので、ぜひ探してみてください。

まる
ちけあ丸



(まへ)



(うしろ)

- 【 出身地 】 川崎市川崎区
- 【好きなもの】 おむずび、久寿餅、長十郎梨
- 【好きなこと】 ひまわりを育てること
- 【 特技 】 争いごとを丸く収める
- 【 座右の銘 】 七転び八起き

大師名物の土産物のひとつである「だるま」をモチーフとし、区の木である「いちょう」の飾りや「川」の字をデザインすることで、川崎区らしいキャラクターにしています。名前の「ちけあ」は「地ケア」を柔らかく表し、名前の「丸」と丸い体は「丸→輪→地域の輪」を意味しています。「ちけあ」と「丸」を合わせることで、世代を問わず覚えやすく親しみやすい名前にしました。

地域包括ケアシステムってなに？
(川崎区ホームページ)



(2) 地域包括ケアシステムの構築

川崎市では、すべての地域住民を対象として「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、その推進のために、平成28(2016)年4月、各区保健福祉センターの中に「地域みまもり支援センター」を設置しました。また、平成31(2019)年4月には、センター内での個々人へのケアを中心とした専門支援機能との連携の強化を図るため、保健福祉センター全体を「地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)」とし、「個別支援の強化」と「地域力の向上」をめざしています。

川崎区では、地域包括ケアシステムの構築に向けて多職種による地域づくりと個別支援を進めています。また、地域の多様な主体とのネットワークにより、地域の課題等について情報共有を図るとともに、顔の見える関係づくりに取り組んでいます。

地域包括ケアシステム イメージ図

一人ひとりの取組

- 生きがいづくり ●健康づくり
- 介護予防 など



地域住民やボランティア団体の助け合い

- 見守り、近所の助け合い
- ボランティア活動
- 町内会・自治会の活動 など



じじよ
自助

ごじよ
互助

きょうじよ
共助

こうじよ
公助

- 医療保険サービスの提供
- 介護保険サービスの提供
など



医療保険制度や介護保険制度

- 法制度に基づく支援
- 地域づくり支援
- 地域マネジメント
など



社会福祉などの行政サービス

(3) 川崎区社会福祉協議会との連携

川崎市川崎区社会福祉協議会(以下「区社協」という。)では「川崎市(川崎区)地域福祉活動計画」を策定しています。

「川崎市(川崎区)地域福祉活動計画」は、地域住民や地域において社会福祉に関する活動を行う人々、福祉サービス事業を行う団体が協力して、地域福祉を推進していくための民間の活動・行動計画です。

第7期川崎区地域福祉計画については、第6期計画に引き続き「川崎市(川崎区)地域福祉活動計画」と計画期間を合わせ、地域福祉事業の展開においてその機能と役割を互いにより一層果たすことができるよう、理念と目標を共通の方向性として策定段階から確認を行うなど、互いに連携して策定を進めました。

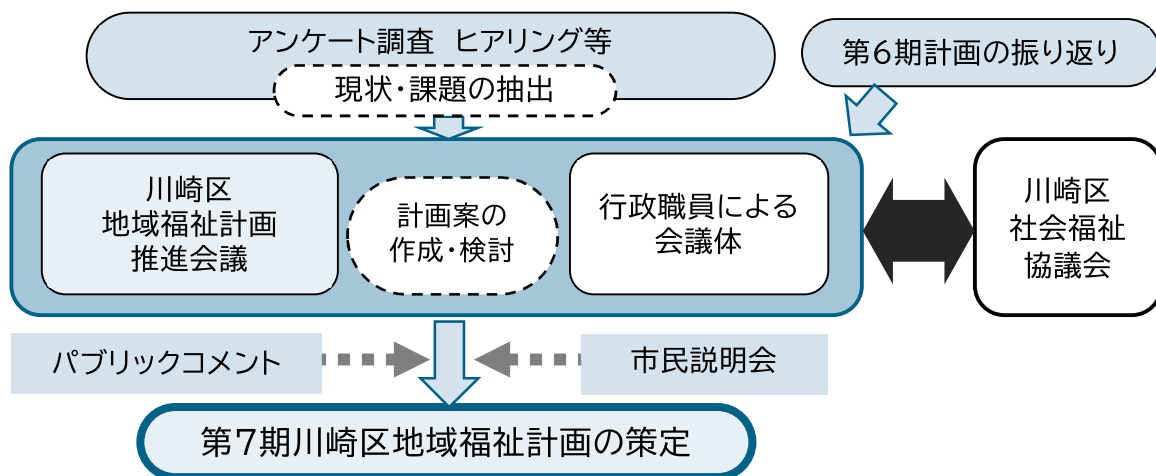
(4) 計画策定の流れ

第7期川崎区地域福祉計画を策定するにあたって、第6期計画の振り返りを行うとともに、区民や地域福祉活動に携わっている機関・団体へのアンケート調査などにより、地域の現状と課題の把握を行いました。

また、区内の各種団体を代表する委員などから構成される「川崎区地域福祉計画推進会議」において、川崎区の地域福祉の推進に向けた理念や基本目標、取組のあり方などについて、様々な視点から意見聴取を行いました。

同時に、行政職員による会議体において具体的な取組、役割分担などを検討するとともに、区社協と連携して「川崎区地域福祉計画」と「川崎市(川崎区)地域福祉活動計画」が相互に補強・補完し合えるよう検討を重ねました。

こうしてできた計画案をパブリックコメント*や区民説明会で公表し、区民の意見を踏まえて検討した上で、本計画を策定しました。



★パブリックコメント：市民生活に重要な政策等を定める際に、これらの案や関連資料をあらかじめ公表して、広く市民から意見や情報を募集することを「パブリックコメント手続」(意見公募手続)と言います。意見公募の手続そのものを指す言葉としても用いられます。

(1) 川崎区の概況

川崎区は、東海道五十三次の宿場町である旧川崎町、川崎大師平間寺の門前町である旧大師町、企業で働く人々の住宅地として発展してきた旧田島町の3地区と臨海部の埋立地で構成されています。明治時代から第二次世界大戦にかけて、東京からの工場移転等により市街地化が進み、戦後、臨海部では重化学工業地帯が形成されました。これに伴い、公害問題など様々な都市問題が生じましたが、環境改善に向けた取組を進め、現在では、過去の環境問題の経験で培われた高度な環境関連技術が生み出され、世界的なハイテク企業や研究開発機関が集積した先端産業都市の中核として成長を続けています。

臨海部の殿町地区では、国際戦略拠点「キングスカイフロント」として、ライフサイエンス・環境分野などの先端技術の研究開発拠点の整備が進められている一方で、東扇島地区では、市内唯一の人工海浜「かわさきの浜」を有する東扇島東公園や、展望室からの夜景が「日本夜景遺産」に認定された川崎マリエンなどが市民の憩いの場になっています。さらに、臨海部の工場や事業所をはじめとした生産現場を訪れる産業観光の取組が、新たな川崎の魅力として脚光を浴びています。

市の玄関口である川崎駅東口周辺地区では、駅東西の回遊性の向上を図るため、北口自由通路が整備されました。官公庁や商業・サービス業などが集積する中心市街地として充実した都市機能を有するなど、歴史・文化・産業などの魅力ある地域資源が豊富なまちです。

また、区の特徴の一つとして、外国人市民人口が市内で最も多く、多文化共生のまちとしての特性も見ることができます。

◆ 川崎地区

古くは東海道の宿場町として栄えたことから、歴史的な地域資源が多く残る地区です。商業施設が多く、市の行政、経済の中心となっています。

◆ 大師地区

川崎大師平間寺の門前町として発展した歴史を持ち、下町情緒あふれる地域の残る地区です。殿町地区と羽田空港をつなぐ羽田連絡道路(多摩川スカイブリッジ)が開通し、臨海部の国際競争力の強化が期待されています。

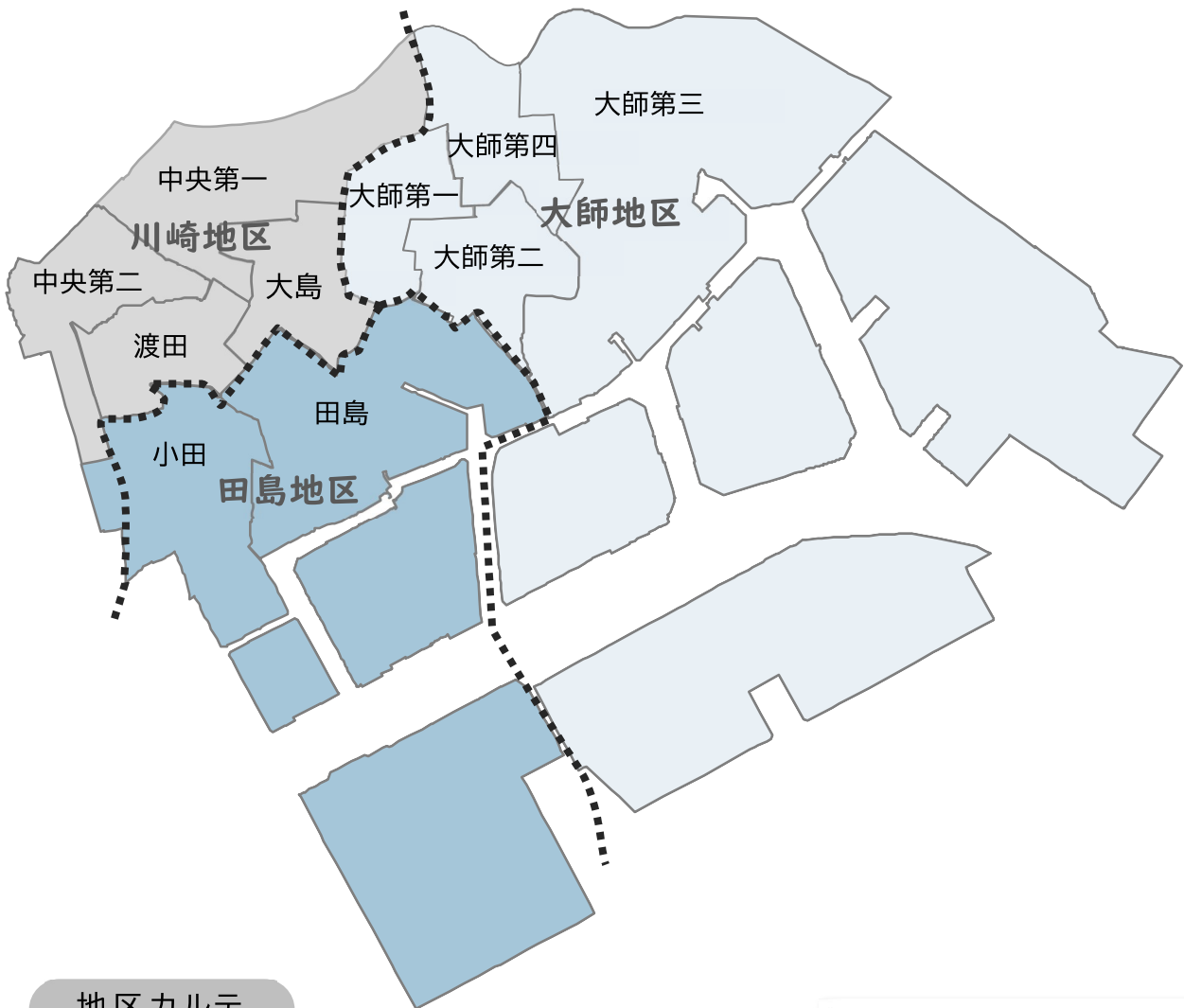
◆ 田島地区

京浜工業地帯の中心となり、そこに働く人々と町工場の住工混住地として形成された地区です。川崎地区に次いで外国人市民人口の割合が高く、コリアタウンと呼ばれるエリアもあります。

(2) 地区の概況

川崎区には、町内会・自治会、小学校区(20地区)、中学校区(10地区)、地区民生委員児童委員協議会の区域(10地区)、地区社会福祉協議会の区域(10地区)、地域包括支援センターの区域(9地区)等、様々な区域が存在します。

ここでは、令和2年度に市が設定した「地域ケア圏域★」の10地区について、地区ごとに紹介していきます。



地区カルテ

人口などの統計データや地域資源、地域活動等を地域ケア圏域の10地区ごとにまとめたものです。お住いの地域について情報を共有し、課題解決に向けた取組を進めていくためのツールとして活用できます。

各地区の情報については、ホームページ上の「川崎区地区カルテ」をご覧ください。

川崎区地区カルテ (中央第一地区)



対象地区		
旭町	砂子	駅前本町
櫻町	堤町	新川通
鈴木町	東田町	富士見1丁目
堀之内町	本町	港町
宮前町	宮本町	

地区カルテとは

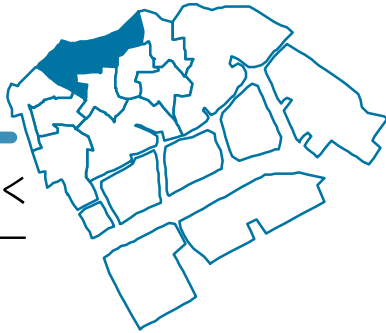
川崎区を10地区に分けて、人口等の統計データや地域資源、地域活動などをまとめたものです。地域課題を広く共有し、課題解決に向けた取組を進めるためのツールとしてご利用ください。

川崎区地区カルテ

検索

★地域ケア圏域：川崎市では、地域の状況を見える化し、地域づくりの更なる推進に向けて、歴史や文化に根差した地域をベースとして、行政区よりも小さい範囲とした44の圏域を設定し、「地域ケア圏域」としています。この圏域は、介護保険制度上の日常生活圏域としても位置付けます。

1 中央第一地区



東海道の宿場町として栄えたことから、歴史的資源が多く残る地域で、川崎駅、京急川崎駅を中心に官公庁や商業・サービス関連施設などが集積する中心市街地です。

対象エリア

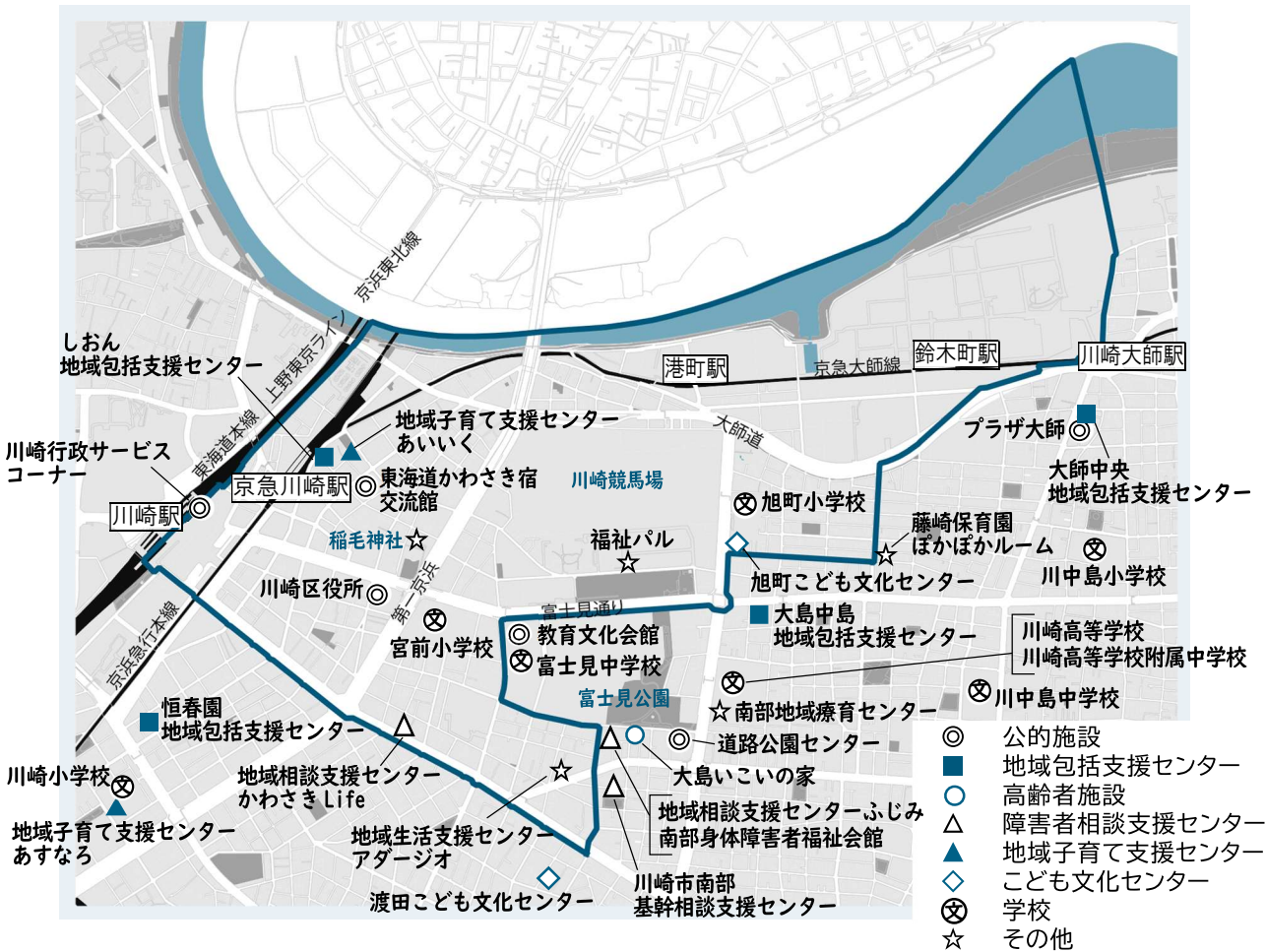
旭町1丁目	旭町2丁目	砂子1丁目	砂子2丁目	駅前本町
榎町	境町	新川通	鈴木町	東田町
富士見1丁目	堀之内町	本町1丁目	本町2丁目	港町
宮前町	宮本町			

人口動態

	人口(人)					高齢化率 (%)	世帯数 (世帯)
	地区人口	14歳以下	15~64歳	65~74歳	75歳以上		
平成29(2017)年	27,558	3,175	20,370	2,229	1,784	14.6	16,163
令和2(2020)年	28,292	3,261	20,840	2,270	1,921	14.8	16,896
令和5(2023)年	28,606	2,943	21,378	2,204	2,081	15.0	17,697

資料：川崎市統計情報「町丁別年齢別人口」「町丁別世帯数・人口」(各年6月末日現在)

地区の地図



第1章 川崎区地域福祉計画策定にあたって